

自動車重量税の還付申請から支払までの期間の短縮（概要） －行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、同会議からの「若干の費用で迅速化が図られるのであれば対応を求めるべきである。」等の意見を踏まえて、平成 25 年 5 月 10 日、国税庁及び国土交通省にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

私は、自動車を廃車したことから自動車重量税還付申請書を自動車検査登録事務所に提出した。その際、還付までに 2 か月半程度かかるとの説明を受けた。自動車重量税の還付申請の処理において、国土交通省は国税庁に対し関係書類を 1 か月分まとめて送付していると聞いているが、事務処理の見直しにより還付事務をより迅速にできないか。

（注） 本件は、平成 23 年 12 月に九州管区行政評価局が受け付けた相談事案。

○ 自動車重量税の還付制度

- ・ 還付申請は、自動車重量税還付申請書に必要事項を記載して運輸支局等（注）に提出して行うこととされている。

（注） 運輸支局等とは、神戸運輸監理部及び運輸支局並びにそれらの自動車検査登録事務所並びに沖縄総合事務局陸運事務所並びにその支所又は軽自動車検査協会の事務所及びその支所・分室をいう。

- ・ 還付される自動車重量税額は、納付された自動車重量税額に車検残存期間の月数を乗じ、これを車検有効期間の月数で除して算出することとされている。

$$\text{還付金額} = \text{納付された自動車重量税額} \times \text{車検残存期間} \div \text{車検有効期間}$$

- ・ 提出された自動車重量税還付申請書の内容は電子化（以下「還付申請データ」という。）され、運輸支局等における所要の手続が完了した後に、国土交通省本省、国税庁本庁及び各国税局を経由し、所轄税務署に引き継がれる。

なお、国税庁及び国土交通省の協議により、国土交通省は還付申請データを 1 か月分まとめて国税庁へ送付しているため、還付申請者が運輸支局等へ申請した時期によっては、最大 1 か月の間、国土交通省に還付申請データがとどまることになる。

（あっせん要旨）

- ① 国税庁及び国土交通省は、申請者への還付の迅速化を図るため、自動車重量税の還付申請データの引継頻度を増やすことを検討する必要がある。
- ② 国税庁及び国土交通省は、自動車重量税の還付に要する期間を国税庁のホームページ及び運輸支局等の窓口において、申請者に対して一層の周知を行う必要がある。

（あっせんの効果）

このあっせんに基づく改善措置が講じられた場合、自動車重量税の還付申請データの引継頻度に応じて、還付に係る期間が短縮される。例えば、引継頻度が月 2 回と増えれば、還付に係る期間は、最大で半月程度短縮されることとなる。

自動車重量税の概要について

1 自動車重量税の額

乗用自動車（自家用）の自動車重量税の額は、表－1のとおり。

表－1 乗用自動車（自家用）の自動車重量税の額

区分 車両重量	車検期間3年		車検期間2年	
	75%減	50%減	75%減	50%減
0.5トン以下	1,800円	3,700円	1,200円	2,500円
0.5トン超～1.0トン以下	3,700円	7,500円	2,500円	5,000円
1.0トン超～1.5トン以下	5,600円	11,200円	3,700円	7,500円
1.5トン超～2.0トン以下	7,500円	15,000円	5,000円	10,000円
2.0トン超～2.5トン以下	9,300円	18,700円	6,200円	12,500円
2.5トン超～3.0トン以下	11,200円	22,500円	7,500円	15,000円

(注) 1 当局において、平成24年5月1日以降のエコカー減税の適用を受ける乗用自動車（自家用）について作成した。

2 免税となるものについては、記載を省略した。

2 自動車重量税の廃車還付申請件数

平成18年度から23年度までの全国における自動車重量税の廃車還付申請件数は、表－2のとおり。

表－2 自動車重量税の廃車還付申請件数

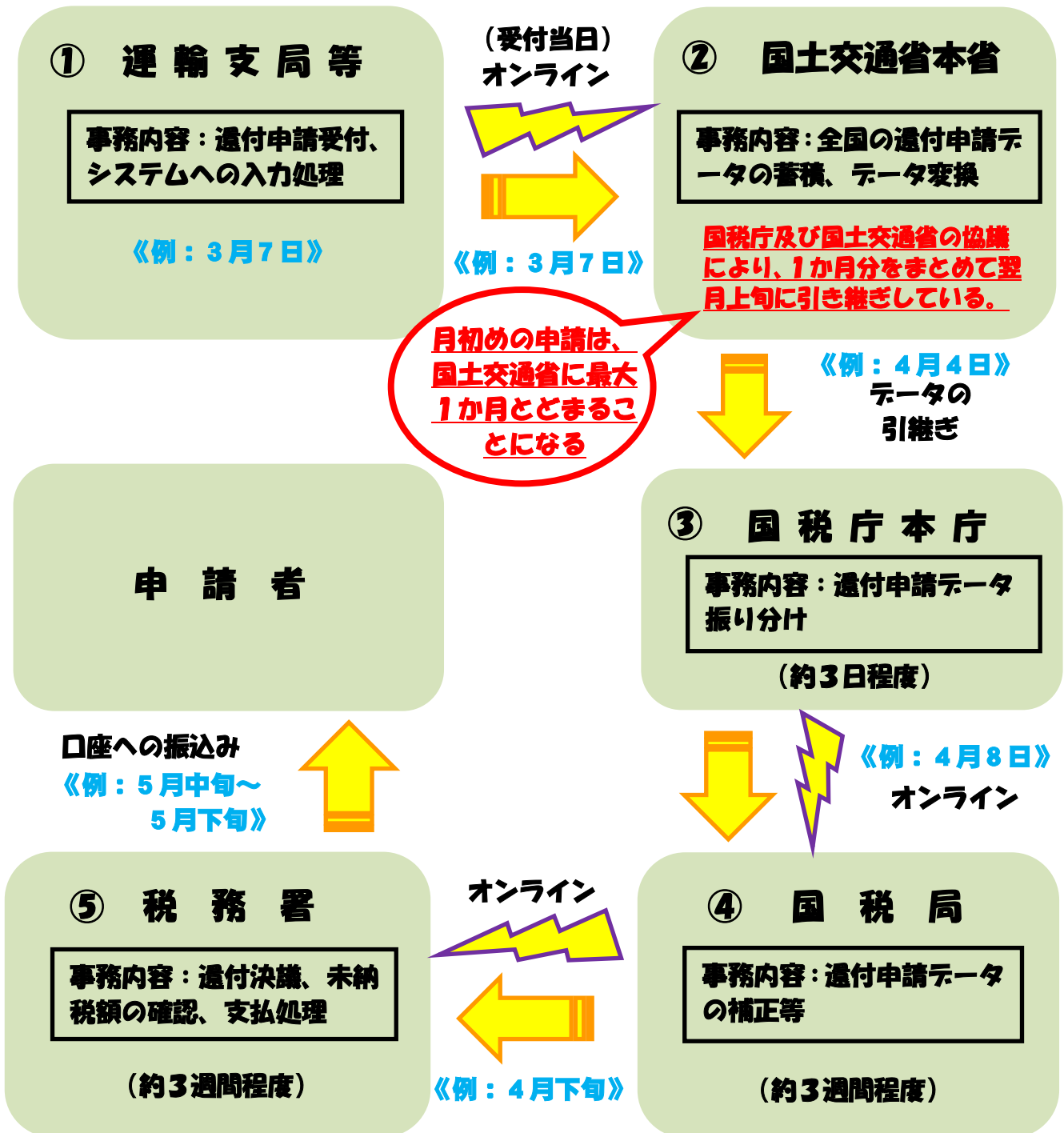
(単位：千件)

年 度	平成18	19	20	21	22	23
申請件数	1,033	1,074	1,175	1,376	1,401	961

(注) 国税庁の資料に基づき、当局で作成した。

自動車重量税の廃車還付の流れについて

- 自動車重量税の廃車還付の流れは、次のとおりとなっている。



(注) 国税庁及び国土交通省からの聴取結果に基づき当局が作成した。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

（座長）	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 収	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉市女性センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	谷 昇	（社）全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長